

議案第79号

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成21年11月27日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町議会の議員の期末手当に関して、一般職の職員に
準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要がある
からである。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
36年大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>